

松島公園（駐車場）指定管理者募集に係る質問回答

令和元年8月27日 宮城県経済商工観光部観光課

項目	質問	回答	年月日
<p>管理の基準 情報の公開</p>	<p>情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとあるが、具体的にどのような情報の公開が必要となるのでしょうか。</p>	<p>当駐車場施設での開示請求実績はなく、保有する文書も限定的と考えます。 県では公の施設の管理の公共性にかんがみ「指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程」を公表 (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyohokokai/reiki-index.html)し、指定管理者はこれを参考に規定を定め、その規定に沿って保有情報を開示し、公の施設の管理の透明性を確保することとしております。</p>	<p>R元. 8. 23</p>
<p>管理に要する経費 経費積算書</p>	<p>管理に要する経費積算書（見積書）の例が見当たらないので、提示願います。</p>	<p>募集要項の別紙5-1及び別紙5-2を参考に願います。 経費積算書（見積書）の作成にあたっては、使用料の徴収事務に係る費用を括弧書き（内数）で記載することとされておりますので注意願います。</p>	<p>R元. 8. 23</p>
<p>使用料徴収 使用料収入実績</p>	<p>松島公園（駐車場）使用料収入実績を拝見すると、時間帯別での利用状況が不明であるが、夜間の利活用促進を考える中で、参考として昼夜別の利用状況の割合を示すものはありますでしょうか。</p>	<p>平成30年度の利用実績ですと、第1、第3、第5駐車場（第4駐車場は津波防災緑地整備事業の関係で一時休止中）の普通車の夜間利用割合は約1割程度となっております。 普通車利用年度計78,481台39,602,300円に対し、その夜間利用年度計は8,484台（約11%）2,684,300円（約7%）となっております。 夜間割合が最も高いのは松島紅葉ライトアップが開催されている11月で台数割合約32%、使用料割合約24%で、夜間割合が最も低いのは2月で台数割合約5%、使用料割合約3%となっております。</p>	<p>R元. 8. 23</p>

項目	質問	回答	年月日
業務仕様書 使用料徴収事務 料金回収	無人駐車場の自動精算機について、一日の売上を回収するに際し、定められた回収時間や回収方法（必ず何人で回収に行くこと等）はあるのでしょうか。 人員配置を検討するため、教示ください。	料金回収については「管理運営業務仕様書」及び「使用料徴収事務処理要領」に記載のとおり、その日のうちに金融機関に預け入れるものとし、その方法は金融機関の集金と夜間金庫の利用によるものとされています。また、領収した現金は専用の決済性預金口座に入金するまでは、夜間金庫等に保管するなど善良な管理者の注意をもって保管しなければならないとされています。 集金時刻については指定されておられません。防犯上、曜日等により回収時間を変更するなどの回収方法も考えられます。基本的には、毎日夕方に各精算機から現金を回収し、出力されるジャーナルと突合した上で、金融機関の夜間金庫等に保管し、そのまま翌営業日に専用の決済性預金口座に入金される手続き処理をするという処理になるものと考えます。 回収人数については指定されておられませんので、指定管理者の判断によりますが、防犯上、複数人での回収が望まれます。	R元. 8. 23
業務仕様書 大型バスの駐車	旅行会社の企画等による団体旅行で、一度に大型バス多数台が駐車を予定している場合、繁忙期で第2駐車場が満車が見込まれている際は、予約受付にて第5駐車場へ駐車させることは指定管理者の裁量判断として扱って差し支えないのでしょうか。	団体旅行等に使用される大型バスであっても、予約駐車は行わず来場した車両から随時大型車専用駐車場の第2駐車場へ駐車誘導することになりますが、繁忙期で第2駐車場が明らかに満車が見込まれ、第5駐車場へ大型バスを駐車誘導する必要があると判断された場合には、第5駐車場に限り予約駐車させることは可能としております。	R元. 8. 23
業務仕様書 財産等目録	個々の駐車場内での機器などは財産と入っているが、複数のカーゲイト及び自動精算機を管理するシステムは財産として導入されていないのでしょうか。	駐車場発券機・精算機等設備は、設置された駐車場ごとのシステム構成となっており、総合監視制御システムのような装置機器により管理ボックス内で統制する機器設備は導入していません。	R元. 8. 23
	カーゲイトなどの財産について、今後の指定管理業務期間に機種が入れ替わる等は想定されるか。	現行の駐車場発券機・精算機等設備は、令和6年3月31日までのリース契約となっておりますので、特段の事情がない場合はその時期に更新されるものと考えます。	R元. 8. 23
	財産等目録の駐車場設備が、経年劣化により使用できなくなった場合、修理・更新の費用負担はどちらになりますか。	修繕に要する見積金額が概ね5万円未満の小規模のものは、指定管理料にて指定管理者の修繕負担となりますが、指定管理者の事由によらない高額修繕・更新は県が負担することとなります。 管理にあたっては、善良な管理者の注意義務をもって行うものとし、設備等の長寿命化が図られるよう努めていただきます。	R元. 8. 23

項目	質問	回答	年月日
業務仕様書 通話料金負担	自動発券機に関する通話料はこの負担とあるが、過去の実績として、どのくらいの負担が発生しているか。	<p>現行の駐車場発券機・精算機等設備に係る電話回線通話料金の指定管理者の負担は生じておりません。</p> <p>同設備に附属された遠隔監視装置等による機器簡易メンテナンス通信及び利用者からお客様対応サポートセンターへの問合せ通話に係る通信・通話料金は、同設備リース契約の中で対応していることから、システム構成変更等がなければ、今後も負担が発生する見込みはありません。</p>	R元. 8. 23
管理業務範囲外の業務 自主事業	自主事業を行うことが可能となっておりますが、施設利用に関して条件並びに利用料金などの基準はございますでしょうか。	<p>施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げないことが条件となりますので、駐車場スペースを通常どおり駐車のために供し県立都市公園条例等の規定に基づく駐車場運営に支障を及ぼさないように実施する必要があります。その他、周辺区域は特別名勝の規制区域ともなっておりますので、これら各種関係法令等の遵守も必要であるとともに、周辺地元商店街等との調和にも努めていただきます。</p> <p>自主事業を実施しようとする場合は、事前にその実施計画書を提出し詳細内容を説明いただき、県の承認を得た上で実施していただくこととなります。</p> <p>駐車場敷地等の公園の一部を占用して行う場合には、県立都市公園条例の規定に基づく許可手続きと、実施内容に応じた同条例に規定する占用等使用料を県に納入する必要があります。</p> <p>占用等許可申請手続きは、宮城県松島公園管理事務所が窓口となります。具体案がある場合は、予め同事務所へお問合せ相談願います。</p>	R元. 8. 27
リスク分担 管理運営段階	施設運営に関する安全衛生管理の負担者として、管理者となっているが昨今の熱中症対策などを鑑み、最低限の安全衛生管理として、県負担にて、管理ボックスにエアコン等は設置されますでしょうか。	<p>現時点では県が設置する予定にはなっておりません。</p> <p>必要に応じて指定管理者による物品等設置することは可能ですが、電気製品の使用に係る電気料は県が負担することになるため、設置前に協議をいただき、容量規模等を慎重に判断させていただきます。</p>	R元. 8. 23
申請書 添付書類	申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体業務の内容を示す書類とあるが、具体的にどのようなものになりますか。	各法人団体が適用される法令等に基づき作成される決算事業年度の計算書類と対となる事業報告書を想定しております。	R元. 8. 23
事業計画書 人員配置計画	人員配置計画（別紙2）の参考例が見当たらないので提示して欲しい。	別記調書2「人員配置計画」を参考に願います。	R元. 8. 20